

## 国立民族学博物館広報企画会議規則

平成16年4月6日  
規則第 7 号

(設置)

第1条 国立民族学博物館に、広報計画の策定及び事業の推進を図るため、広報企画会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 広報の基本戦略に関する事項
- (2) 広報活動の点検・評価に関する事項
- (3) 広報事業の計画策定に関する事項
- (4) その他広報に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副館長（企画調整担当）
- (2) 館長が指名する研究部長
- (3) 情報管理施設長
- (4) 管理部長
- (5) 館長が指名する研究教育職員
- (6) 総務課長、研究協力課長及び企画課長

(任期)

第4条 前条第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に定める任期の途中で、新たに委嘱する委員の任期の終期は、前条第5号に掲げる委員と同一とする。

(議長)

第5条 会議に議長を置く。

- 2 議長は、第3条第2号に掲げるもののうち、館長が指名する者をもって充てる。
- 3 議長は、会議を招集する。

(副議長)

第6条 会議に副議長を置く。

- 2 副議長は、議長が指名する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(専門部会の設置)

第8条 会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、議長が指名する委員及び委員以外の職員をもって構成する。
- 3 専門部会長は、議長が指名する。
- 4 専門部会に関する事項については、別に定める。

(意見の聴取)

第9条 会議が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行後において、最初に委嘱する第3条第5号に掲げる委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年2月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。